

木材認証・ラベリングに関する国際的な動向

—熱帯木材生産国等の動向—

井 田 篤 雄

1. 初めに

木材認証・ラベリングに関する国際的な総体的な動向については、幾つかの林業関係雑誌で紹介されているところである。しかしながら、具体的な各国の動向、特に熱帯木材生産国の動向については紹介されることが少ないので、本稿では総論を簡潔に記述し、インドネシア、マレーシア、ブラジル、アフリカ木材機関（ATO）による具体的な取組状況も含めて紹介することとした。

2. 総 論

1980年代には、熱帯林が著しく減少しているという報告が相次いだことから、その原因が熱帯木材の商業伐採等にあるとして、欧米諸国などでは環境NGOが中心となり、熱帯木材の使用禁止や使用をボイコットする運動などが活発に行われた。一方、このような運動は、持続可能な森林経営を行おうと努力している者の意欲を失わせ、熱帯木材を差別しているという強い批判が開発途上国等から行われた。

このため、環境NGOグループでは、これらの批判に対して、木材認証・ラベリング制度を提起し、林産業界の一部も参加して、同制度の検討が開始された。この動きの背景には、当時、環境に優しい商品を購入したいとする消費者運動（グリーン・コンシューマリズム）も高まっていたため、消費者の要求に応えるための手法として、木材・木材製品の消費者等に対して、それが持続可能な経営が行われた森林から生産されたり、その木材を材料としたものであることを

IDA, Atsuo : International Movements on Timber Certification/Labelling
(Especially, International Activities and Tropical Timber Producing Countries Activities)

林野庁木材貿易対策室

証明し、消費者等の購買力を生かして持続可能な森林経営を導いていく仕組みとして、木材認証・ラベリング制度が提唱されたものである。

当初は、熱帯木材だけを対象に検討が進められていたが、熱帯木材を一方的に差別するものであるなどの熱帯林諸国等からの批判、及び温帯林等にも持続可能な経営が行われていない森林があるとの認識が高まり、現在では全てのタイプの森林から生産される木材がその対象とされている。

これらのNGO等の動きが結実してきたものとして、認証機関を認定する機関として森林管理審議会(FSC)が1993年に設立され、具体的な活動を開始している。一方、これに対抗するものとして、ニュージーランドなど木材輸出国の林産業界を中心に国際標準化機構(ISO)の環境管理規格14000シリーズを森林経営の認証に適用しようとする動きも強まっている。

木材認証・ラベリングに集中した議論や検討を国際的に行う場としては、国際熱帯木材機関(ITTO)の理事会及び国連持続可能な開発委員会(CSD)の森林に関する政府間パネル(IPF)が挙げられるが、それらとともに木材認証・ラベリングに関する様々な会議も開催され、活発な議論が繰り広げられているところである。

木材認証制度に関する様々な会議での議論においては、今後さらに情報や意見交換を活発に行い、政府の役割を明らかにし、信頼性や透明性の向上を図り、貿易の障害にならないようにすべきであるという認識ではほぼ各国とも一致していた。しかしながら、先進国の中でも推進すべきとするEU諸国やカナダ等、慎重な姿勢の米国等があり、また、開発途上国の中も推進派であるインドネシアやアフリカ木材機関(ATO)加盟国などとコロンビアを初めとする中南米諸国などの慎重派に分かれており、開発途上国全体(G77+中国)としての意見統一が困難な状況になっていることが明らかになってきている。

一方、「貿易と環境」という木材以外も含めた一般的な議論の中では、エコラベリング全体について、その有効性や貿易に与える影響などに関して、国連貿易開発会議(UNCTAD)、経済協力開発機構(OECD)及び世界貿易機関(WTO)において議論等が行われている。特に、WTOにおいては、貿易と環境委員会で、エコラベリングとTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)との関連性やTBT協定に含まれる範囲などに関する議論が活発に行われている。

3. 国際的な取組に関する動向

各国では、木材認証・ラベリングの実施に向けて様々な取組が行われている

が、国際的な活動としては FSC と ISO の環境管理システムによる取組がある。

(1) FSC (森林管理審議会)

FSC は、持続可能な森林経営の認証等の業務を行う機関を世界的な原則や基準等で評価、認定及び監視するため、また木材認証制度の信頼性や透明性を確保するための独立した第三者機関として、環境 NGO が中心となり、一部林産業界からも参加して 1993 年に設立された。メキシコのオアハカに本部を置き、28 か国から 120 以上の団体等が加盟している。FSC は、持続可能な森林経営のための原則及び基準等を策定し、これまでに米国と英国の 4 つの認証機関を認定しており、4 機関が審査を受けているところである。現在では、認証された森林は 13 か国に約 500 万 ha となっていて、350 万 m³ の木材が国際的に流通していると言われている。

FSC の認定を受けた認証機関の活動によって、熱帯木材生産国では、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、コスタリカ、ブラジル、ホンジュラス、ガイアナ、メキシコの 9 か国において実際に森林が認証されている。

我が国においても、世界自然保護基金 (WWF) の日本委員会が 1996 年 9 月に東京で FSC 等に関するシンポジウムなどを開催し、その活動を紹介とともに、持続可能な森林から生産された木材の使用を普及し、持続可能な森林経営を促進することを目指す啓蒙活動を開始している。

(2) ISO (国際標準化機構)/TC 207

ISO では、環境管理に関する様々な国際規格 (ISO 14000 シリーズ) を検討しているが、環境管理システムを森林経営へ適用することについて、1995 年 6 月の環境管理専門委員会 (TC 207) の第 3 回総会で、オーストラリア等が提案したが、反対が強く取り下げた。その後、ニュージーランドの森林所有者協会が同国の標準化協会を通じて非公式作業グループでの検討を提案し、2 回の会合で検討が進められた。

1996 年 6 月の TC 207 第 4 回総会で、非公式作業グループの取りまとめた成果が提出され、議論が行われた結果、ワーキンググループを設けて、森林経営への適用等に関する参考資料を 1997 年 4 月の第 5 回総会までに作成することが決定された。このワーキンググループには我が国からも参加し、我が国の森林経営の実態等を紹介している。

木材認証・ラベリングに関する国際会議等の開催状況

	国際熱帯木材機関 (ITTO)	森林に関する政府 間パネル (IPF)	環境 NGO (FSC)	林産業界 (ISO/TC 207)
1980 代			熱帯木材の使用禁 止やボイコットを 展開努力している 者の意欲を削ぐと 批判	
1990	11月 第9回理事会 西暦2000年目標 を含む行動計画の 採択		批判に対する方策 として、木材認証 制度が提起され、 検討を環境 NGO 等が開始	一部、林産業界か らも検討に参加
1991	5月 第10回理事会 西暦2000年目標 の達成方策に關す る調査を決定			
1992	6月 国連環境特別総会 (UNCED) 森林原則声明及び アジェンダ21の採択	6月 国連環境特別総会 (UNCED) 森林原則声明及び アジェンダ21の採択	6月 国連環境特別総会 (UNCED) 森林原則声明及び アジェンダ21の採択	6月 国連環境特別総会 (UNCED) 森林原則声明及び アジェンダ21の採択
1993	5月 第14回理事会 調査報告を基に達 成方策について議 論 11月 第15回理事会 引き続き達成方策 について議論 持続可能な森林経 営の一つの有効な 促進方策として木 材認証・ラベリン グの調査等を決定	2月 UNCEDのフォ ローアップ機関と して持続可能な開 発委員会(CSD) を設置	3月 ヨーロッパで木材 認証・ラベリング のセミナー開催 (ECが後援) 10月 FSC(森林管理審 議会)の設立総会 本部: メキシコ, オアハカ 持続可能な森林経 営の国際的原則等 について検討等を 実施	2月 国際標準化機構 (ISO)は環境管 理の規格等(ISO 14000)を検討す る環境管理専門委 員会(TC 207) を設置し、第1回 総会を開催
1994	5月 第16回理事会 木材の認証・ラベ リングに関する作 業部会を開催し, 議論 引き続き、同制度 に関するマーケッ ト及び実施状況等 の調査を決定		9月 FSCとして持続 可能な森林経営の 国際的な原則等 (人工林を除く) を承認	

	11月 第19回理事会 マーケット等に関する調査報告の概要について議論	4月 第3回CSDで森林問題について、レビューを実施 IPFの設置を決定 9月 第1回IPFで、会議の検討項目(認証制度を含む)等を決定	FSCとして独立した4つの認証機関を認定	6月 TC 207の第3回総会を開催 オーストラリア等がISO 14000の環境管理規格を森林経営への適用の検討を提案 強い反対で取り下げ 9月 NZの標準化協会を通じ、森林所有者協会がTC 207のメンバーに非公式作業グループでの検討を提案 11月 第1回非公式作業グループを開催
1996	5月 第20回理事会 マーケット及び実施状況に関する2つの報告書について議論 さらなる実施状況等の調査を決定	3月 第2回IPF 予備検討を実施 4月 第4回CSDへ IPFの中間報告 5月 IPFに貢献するための認証・ラベリングの国際会議がオーストラリアで開催 8月 IPFに貢献するための認証・ラベリングの専門家会合がドイツで開催 9月 第3回IPF 本格的検討を実施	2月 FSCとして人工林の持続可能な経営の国際的な原則等を承認 5月 マレイシア農科大学とカナダのブリティッシュコロンビア州立大学の共催による森林認証ワークショップの開催 9月 日本で、WWF主催によるFSCの活動等の紹介シンポジウムなどの開催	2月 第2回非公式作業グループを開催 成果を取りまとめ 6月 TC 207第4回総会を開催 非公式作業グループの成果を提出、議論 森林への適用等に関するワーキンググループの設置を決定 11月 森林への適用等に関する第1回ワーキンググループの開催
1997	5月 第22回理事会 11月 第23回理事会	2月 第4回IPF 4月 第5回CSD 6月 国連環境特別総会		1月 森林への適用等に関する第2回ワーキンググループの開催 4月 TC 207第4回総会

(注1) エコラベリング全体について、一般的な議論等を行っている会議は記載せず。

(注2) □部は、今後、開催される予定の会議。

4. 热帯木材生産国における動向

热帯木材生産国においても木材認証・ラベリングを巡って様々な動きが見られるが、主要国の動向は、以下の通りである。

(1) マレイシア

1994年から木材認証制度に関する国内委員会を設立し、マレイシア木材産業評議会が中心となって制度について様々な角度からの検討を開始している。制度の実施に向けた現場段階での取組等を着実に進めているが、第一次産業省による政府としての具体的な政策決定はまだ行われていない。

木材認証制度は、ITTOの基準・指標や熱帯林経営のガイドライン等を用いて実施されるべきとしており、国際的な流れに従って、実施する方向で着実に進めてきている。国内の木材認証機関を設立できるまでの体制はほぼ構築されているようであるが、2000年頃までには制度が実施されることになると想定している。

(2) インドネシア

1993年に木材認証制度に関する作業グループが設立され、検討を開始している。林業省としては、このような動きを公認しており、1995年にはこの活動を推進する機関としてインドネシアエコラベリング協会が設立されている。

エコラベリング協会と作業グループは、基準・指標、評価方法、組織・制度等について検討し、基準・指標、現地評価の方法、意思決定手続き、エコラベルの取得方法に関する一般的ガイドライン等を1996年までに策定したが、現在、基準・指標の現地適用に関する試験、流通段階の追跡、評価者の訓練などの活動を行っている。

林産業界、特に木材伐採権所有者は、制度が導入されたとしても現在持続可能な森林経営を目指して取り組んでおり、問題がないと考えている者が多いとされているが、流通段階をどう扱うかという問題については、意見が十分に収斂していないようである。また、国際的な調和については、FSCとの協力は行っているが、エコラベリング協会がFSCのメンバーになることは出来ないとしており、ISOでの国際的枠組みが望ましいと考えているようである。

今後、中立で公平な森林経営の評価者の養成を強化し、意思決定過程の透明性の確保を図り、1998年から制度の本格的な運用を開始し、2000年からは全面的に実施するという構想で取り組んでいるところである。

(3) ブラジル

1993年にブラジル林業協会が関係研究機関の協力を得て、認証制度のための国内計画（CERFLOR）の検討を開始し、生物多様性の保護、天然資源の持続可能性及び長短期の合理的利用、水・土壤・大気の保全、森林地域の環境的・経済的・社会的発展、政府の法律との適合という5つの原則を1994年に策定し、この5原則を満たしたもののが認証されることになっている。また、これらは地域の事情等を勘案出来るように、国際的な枠組みと整合性が確保されるように策定されているとされている。さらに、認証の実施過程における独立した認証機関を認定するためのガイドライン等も策定している。

CERFLORでは、1996年に幅広い関係者から意見・情報を得て、認証制度を改善することとしており、問題点としては信頼性のある認証者の確保、認証費用、認証のプロセス等が挙げられている。

(4) アフリカ木材機関（ATO）

ATOは、西アフリカの熱帯木材生産国を中心に11か国で構成されており、加盟国に対してEUからの援助で、1994年までに2回の木材認証・ラベリングに関するセミナーを開催している。このことによって加盟国では制度に対する理解がかなり進んだものと考えられている。

経営単位の持続可能な森林経営の基準・指標について、フランスの支援により国際林業研究所（CIFOR）による現地適用の研究が行われ、この結果等を参考にして、ATOの基準・指標の案が策定され、1996年5月には、加盟国の森林関係閣僚会合が開催され、合意が成立した。今後、適用可能性等の検討を行い、具体的に森林の認証などを試験的に実施することが決定されている。

ATOは、地域の認証機関を認定する第三者機関となることを目指しているが、外部からの継続的な資金協力がなければ、活動を行っていくことは困難だと見込まれている。

5. 今後の見通し

欧米諸国では、既に、FSC等による活動が開始されており、特に木材販売の有力な分野であるDIY（日曜大工等の原材料販売店）などの流通業界や消費者の取組が活発なことから、次第に浸透していくものと見込まれる。さらに、上記のように熱帯木材生産国等でも対応が進みつつあることから、市場を確保するための有力なマーケティング手法として使われるようになるものと考えられる。

しかしながら、現在、様々な形で検討されている木材認証・ラベリング制度があくまでも自主的な取組であり、開発途上国を除けば、国が主導する制度でないことを考えれば、我が国でも林業・林産業界や消費者等による自発的な取組が求められている。さらに、業界団体等が我が国の森林経営や流通の実態等を国際会議の場等で発言し、我が国の実情等が反映された制度でなければ、我が国では適用することが困難であることなどを積極的に主張することも必要であると考えられる。

図書紹介

◎フタバガキ林の生態系—持続可能な管理に向けて—(Dipterocarp Forest Ecosystems—Towards Sustainable Management: Andreas SCHULTE & Dieter SCHÖNE (Eds.) , xii+666 pp., World Scientific, 1996)

本書は、ドイツ技術協力事業団(GTZ)と国立ムラワルマン大学林学部(インドネシア国、東カリマンタン州、サマリンダ市)との間で行われた共同プロジェクトの活動の一つとして作られた。ただし論文のもととなった調査・研究の場所は必ずしもインドネシアのみに限られていない。内容は、1. Factors of dipterocarp forest ecology, 2. Towards sustainable management…Forest regulation, 3. Towards sustainable management…Silviculture, community and agroforestry, 4. Rehabilitation and reforestation of dipterocarp forest ecosystems, 5. Utilization potential of dipterocarp forest ecosystems…Major and minor forest products の5章に分かれており、論文数は28編にのぼる。

わが国からは森林総合研究所の太田誠一氏がムラワルマン大学のSYARIF氏と共に著で寄稿しているが、両氏とも「熱帯降雨林研究プロジェクト」(JICA)で研究を続けてきた人たちである。私がとくに興味をもって読んだのは第1章に収められたアリとマカラング属植物との関係を論じたもので、著者はマイナスのイメージで見られがちなマカラング属植物の有用性を積極的に主張している。ともかく、現在フタバガキ林をめぐって行われつつある研究を概観するには適当な書物といえよう。なお本書の現地価格は邦貨にして1,800円前後である。

(小久保醇)